

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 平野仁也

論 文 題 目

江戸幕府の歴史編纂事業に関する研究  
—創業史の分析を中心に—

論文審査担当者

主査	名古屋大学	教授	池内 敏
委員	名古屋大学	教授	稻葉伸道
委員	名古屋大学	教授	羽賀祥二
委員	名古屋大学	教授	古尾谷知浩
委員	名古屋大学	教授	塙村 耕

# 論文審査の結果の要旨

## 【本論文の概要】

本論文は、江戸幕府による歴史編纂事業の実態解明をめざしたものである。幕府による歴史編纂の目的は「正当性の主張」と「記録の整備」の二つにあり、両者は相互に深く関連する。前者が強調されすぎると史実とかけ離れて正当性の主張が通らない。一方、後者を突き詰めて行くと編纂主体に都合の悪い史実の扱いに苦慮することとなる。この両者のあいだを行き来しながら進められた幕府史書編纂のありように着目しながら本論が進められる。本論文は、序章・終章のほか、7つの章と補論ひとつで構成される。

第1章・第2章では、寛永20年（1643）成立の『寛永諸家系図伝』を扱い、幕府の編纂担当者と大名・旗本など系図の提出を求められた諸家との折衝過程に着目する。そして『寛永系図伝』の編纂基準だけでなく、編纂者の指示や提出側の意図、系図本文の確定過程が明らかにされる。第3章・第4章では、『貞享書上』と『武徳大成記』を分析する。1680年代半ばに諸家に対して徳川家との関わりを書上げさせ（『貞享書上』）、貞享3年（1686）に徳川家創業の正史ともいべき『武徳大成記』が完成した。松平・徳川中心史観に立った史書には既に『松平記』『三河物語』があるが、それら在地色濃厚な史書の叙述と比較しながら、『武徳大成記』において史書が幕府編纂物へと転換を遂げた様子を述べる。

17世紀の史書を扱った第1～4章に対し、第5章と第7章では19世紀の史書を扱う。諸家提出の家譜をもとに、50名近い幕臣が編纂に携わり、10年余の期間を経て文化9年（1812）に完成したのが『寛政重修諸家譜』である（第5章）。編纂に際しては提出書類相互の突き合わせなど丁寧な確認作業が行われ、編纂者による史料の取捨選択を経て『寛政譜』の本文が確定された。次いで天保13年（1842）に完成した『朝野旧聞叢書』では、編纂事業を主導した林述斎が、「まず綱文を掲げ、関連史料を引用し、編者の案文を付す」という新しいスタイルを採用した。これは、それまでの史書とは一線を画し、近代史学に連なる編纂史書となった（第7章）。

第6章と補論は異なる角度から近世の史書編纂に迫る。近世初頭の民政に活躍した伊奈忠次は、『寛永系図伝』（1643）、頌徳碑文（1673）、『諸家系譜』（1799）それぞれで異なった人物像として表れる。それは子孫の置かれた歴史環境によって先祖の評価・位置づけが異なることに由来する（第6章）。17世紀末～18世紀初め、鳥取藩家老鶴殿長春は祖先の地である三河へ赴きながら家史編纂に努める。史料の収集と取捨選択・実証を経て過去を再構築する鶴殿長春の営みを明らかにする（補論）。

最後に終章で、本論文で分析した史書を近世前期と後期とに二分して、幕府史書編纂における時期的变化の把握を試み、改めて『朝野旧聞叢書』の達成を高く評価した。

# 論文審査の結果の要旨

## 【本論文の評価】

江戸幕府の史書編纂事業について既往の研究は、複数の史書相互の関係についての分析や編纂に従事した人間や組織の動向に対する考察が不足し、また完成した史書に付された序言の記述や他の幕府編纂物の記述に依存して史書の成り立ちを説明する傾向にあった。これに対して本研究は、史書編纂のもととなった一次史料と編纂された二次史料とを対照させたり、史書の異本を可能な限り収集してテクストの異同を比較対照することを方法論的な特徴とする。それは、提出を求められた大名・旗本家側の家譜原本と幕府が編纂して確定した諸家家譜等の史書本文とを比較対照するものであり、ひたすら編纂した幕府側の史料のみに依存した先行研究を批判的に検討するものである。

こうした関連史料の博搜および丁寧な吟味と比較検討を踏まえることにより、史書編纂の素材を提供した諸家側の恣意と編纂側（幕府）の目論見、それらに折り合いをつける両者の協調と結果としての史書本文の確定といった史書編纂の経過が詳細に明らかになったから、本研究によって、たとえば『寛永系図』編纂過程の理解は飛躍的に深まった。

また、史書編纂の時期が史書の内容に影響を与えたことについて、論者は「記憶の時代から文字の時代への変化」や「同時代の人士に認められるような学問的水準を満たした事業であることが求められた」ことに留意する。それは生前の家康を知っていたり、武功を第一とする戦国時代の雰囲気の残る時代と、それらが失われて書物を介してしか先祖を知ることが難しくなった時代とでは史書に書かれる内容に差異が生じることへの注意喚起である。また、いかに幕府の正当性を強調したくとも、その内容が学問的水準を満たさなければ成り立ちはなかったことへの注意喚起である。

こうして本研究によって史書編纂の経過が詳細になった一方で、同時代になされた地誌・触書等々の幕府編纂事業全体の動向のなかに史書編纂を位置づける視点に乏しい点が惜しまれる。とりわけ、そのときになぜその史書編纂が行われたのかについての考察が不足している。たとえば『寛政譜』編纂が、なぜその時期に行われたかについて、徳川家康の生誕・死去から何周年かといった記念日との関連や「東照社縁起」「本朝通鑑」などの比較検討が更に求められる。また、論者が幕府における史書編纂の到達と高く評価した『朝野旧聞叢書』が、紀伝体を正史と見なす従来の伝統から外れた体裁であった点にも説明が求められる。本論文は、それら少ながらぬ「なぜそうなったか」の解明に弱点があり、「経過説明」に偏したところに意外性の乏しさを来すこととなった。

しかしながらこうした不足は、論者の今後の研鑽によって十分に補うるものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。したがって、審査委員一同、本論文を博士（歴史学）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。